

受付番号： 2017-1-249

課題名：医療関連感染制御に関する業務プロセス改善プログラムの効果解析に関する研究

1. 研究の対象

2005年～2016年までに本プログラムを運用し、解析可能なデータ提供ができる病院・介護施設及びサーベイランスデータの提供ができる施設

2. 研究目的・方法

医療関連感染制御に関する業務プロセス改善プログラム（本プログラム）の運用が、コンプライアンス向上（遵守率向上）、医療業務プロセスの質向上、教育のレベルアップ及びCAUTIなどの感染率低下へ結びつくかについての効果解析を目的として、後ろ向き観察研究を行う。

研究期間：2017.07月～2018年3月

3. 研究に用いる試料・情報の種類

- ・各施設の医療手順プロセスの変化及び教育前後のコンプライアンス遵守率データ等
- ・厚生労働省院内感染対策事業の院内感染対策サーベイランス（JANIS）基準や自施設の基準に基づいて行ったターゲットサーベイランス（感染率）データ等

4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

5. 研究組織

該当なし

6. 利益相反（企業等との利害関係）について

本研究は、運営費交付金により実施されます。研究分担者には花王プロフェッショナル・

サービス(株)に在籍する本学の社会人大学院生が含まれ、同社には本研究でその有用性を検討する“SAIZEN”プログラムの運用を行う「日本感染管理ベストプラクティス“Saizen”研究会」の事務局が置かれています。

本研究は、東北大学の研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係については、東北大学利益相反マネジメント委員会の審査と承認を得ています。今後、研究責任者等は、本研究における企業等との利害関係に追加・変更が生じた場合、その都度、東北大学利益相反マネジメント委員会へ申告し審査を受ける事により、本研究の企業等との利害関係についての公正性を保ちます

7. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学大学院医学系研究科 内科病態学講座
総合感染症学分野 / 感染制御・検査診断学分野
東北大学病院 総合感染症科 / 検査部

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町1-1

TEL: 090-2198-9846

FAX: 022-717-7390

E-mail: hioki.yuichi@kao.co.jp

日置 祐一

研究責任者：賀来満夫

教授

東北大学大学院医学系研究科 内科病態学講座
総合感染症学分野 / 感染制御・検査診断学分野
東北大学病院 総合感染症科 / 検査部

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町1-1

TEL: 022-717-7373

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合